

成田市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定により、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、成田市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害を理由とする差別の解消を推進するための啓発活動に関すること。
- (2) 紛争の防止及び解決を図る事案の共有及び分析に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の背景及び課題の整理に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の防止対策に係る施策に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別の防止に係る関係機関相互の連携に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、別表に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、成田市福祉部長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議は、非公開とする。

(参考意見等の聴取)

第5条 協議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その事務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障がい者福祉主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>国及び地方公共団体の機関 （法第17条第1項）</p>	<p>千葉地方法務局佐倉支局 成田公共職業安定所 千葉県印旛健康福祉センター 成田市 市民生活部（市民協働課） 健康こども部（保育課、健康増進課） 成田市教育委員会 教育部（教育指導課）</p>
<p>学識経験者 （法第17条第2項第2号）</p>	<p>国際医療福祉大学</p>
<p>その他必要と認める者 （法第17条第2項第3号）</p>	<p>人権擁護委員 成田市福祉会 成田市肢体不自由児（者）父母の会 成田市ことばと心を育む親の会 成田市視覚障害者福祉協会 成田市聴覚障害者協会 精神障害者家族会「なりた会」 印旛地区自閉症協会成田部会 成田市社会福祉協議会 成田市民生委員児童委員協議会 いんば中核地域生活支援センターすけっと 成田市障がい者相談センター 成田地域生活支援センター 地域生活支援センターサザンカの里 暮らしサポート成田 成田商工会議所 成田市東商工会</p>